

第 3 号

令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		13,306	5,097	18,403
	1 繰越金	13,306	5,097	18,403
歳 入 合 計		94,612	5,097	99,709

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 89,847	千円 5,097	千円 94,944
	1 母子父子寡婦 福 祉 資 金	89,847	5,097	94,944
歳 出 合 計		94,612	5,097	99,709